## 課題解決型「工業ドクター」派遣指導実施要領

平成25年12月26日制定 地方独立行政法人青森県産業技術センター

(趣旨)

第1条 この要領は、企業等が現場で抱えている課題について、企業等の要請を受けて、 青森県産業技術センター工業部門(以下、「産技工業」 という。)研究員(以下、 「工業ドクター」という。)が企業等の現場に赴き、課題解決するために必要な事項 を定めるものとする。

## (対象技術及び派遣経費)

第2条 課題解決に当たり、産技工業が対象とする技術は別表1に掲げるとおりとし、 工業ドクター派遣に要する旅費は、産技工業が負担するものとする。

### (要請者の要件)

- 第3条 現場で抱えている課題の解決を依頼する者(以下、「要請者」という。) は、 次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 県内に所在する企業等(個人、団体を問わない)であること
  - (2) 課題解決に要する経費、労力の一切を負担できること

### (派遣日数)

第4条 派遣日数は、原則として3日以内とする。ただし、派遣元の産技工業の研究所長が認めた場合には延長できるものとする。

## (要請)

第5条 要請者は、課題解決型「工業ドクター」派遣指導依頼書(第1号様式)を産 技工業の研究所長に提出するものとする。

#### (決定)

第6条 産技工業の研究所長は、前条の要請に係る指導内容が産技工業の業務と密接な 関係にあり、解決することが適当であると認めるときは、課題解決型「工業ドクター」 派遣指導受託書(第2号様式)により実施を決定するものとする。この場合、産技工 業の研究所長は、必要な条件を付することができるものとする。

## (事故・災害)

第7条 研究実施中における災害・事故及び指導の結果発生した損失等については、 産技工業は賠償の責めを負わない。

#### (研究の中止)

- 第8条 派遣元の産技工業の研究所長は、要請者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣指導を中止するとともに、事由を付して通知するものとする。
  - (1) 要請者がこの要領に定めるところに反したとき

- (2) 指導の継続が困難であると認めたとき
- (3) その他、産技工業の研究所長が派遣指導を停止する必要があると認めたとき

## (派遣指導結果の報告)

第9条 要請者は、派遣指導期間が終了した場合には、終了した日から20日以内に派遣元の産技工業の研究所長に工業ドクター派遣指導結果報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

### (成果の取扱い)

第10条 要請者が指導によって得られた成果を発表するときは、あらかじめ派遣元 の産技工業の研究所長の承認を得なければならない。

## (特許等)

第11条 要請者が指導によって得られた成果等により特許等を取得する場合は、共同で出願することを原則とし、その割合等に関しては別途協議する。

### (その他)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、派遣指導を遂行する上で必要な事項は工業 部門理事が別に定めるところによる。
  - (附則) この要領は平成25年12月26日から施行する。
  - (附則) この要領は平成26年12月22日から施行する。

別表1 (第2条関係)

対象とする技術		
(1)	自動制御技術及び計測評価技術	
(2)	機能性材料開発及び評価技術	
(3)	省資源及びリサイクル技術	
(4)	環境負荷物質低減技術	
(5)	新エネルギー関連技術	
(6)	食品・発酵・バイオテクノロジー関連技術	
(7)	美容・健康製品開発関連技術	
(8)	伝統工芸、プロダクトデザイン	
(9)	金属材料加工技術及び機械加工技術	
(10)	分析技術	

平成 年 月 日

(要請先研究所長) 様

企業名: 住 所: 〒

職 名: 氏 名:

印

電話番号 - -

# 課題解決型「工業ドクター」派遣指導依頼書

次のとおり依頼したいので、地方独立行政法人青森県産業技術センター課題解決型「工業ドクター」制度実施要領第5条により申し込みます。

1 派 遣 指 導 を 希望する理由	
<ul><li>2 派遣指導を希望 する技術分野 (該当箇所にチェックを 入れてください)</li></ul>	□自動制御技術及び計測評価技術 □省資源及びリサイクル技術 □新エネルギー関連技術 □美容・健康製品開発関連技術 □金属材料加工技術及び機械加工技術
3 派遣指導を希望 する期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
4 派 遣 場 所	
5 備 考	

## ◎申込における同意事項

- 1 必要な資材等の経費、労力の一切を負担します。
- 2 災害や事故により発生した損失については、請求しません。
- 3 派遣指導により問題が解決できなかった場合の補償については、請求しません。
- 4 マスコミ等への発表は、派遣元の研究所長の同意を得て行います。
- 5 得られた成果等により特許等を取得する場合は別途協議します。

申し込みに当たり、以上の項目について同意します。

青産○○第 号 平成 年 月 日

要請者 住所

(要請先研究所長)

## 課題解決型「工業ドクター」派遣指導受託書

年 月 日付けで要請があったこのことについては、下記のとおり 実施することに決定しました。

記

- 1 派遣指導内容
- 2 担当研究員
- 3 指導期間 年月日~年月 日

# 課題解決型「工業ドクター」派遣指導結果報告書

平成	年	H	E
<del>``</del> / ∫ X /	<del>11-</del>	Н	

(要請先研究所長) 様

要請者

企業名

代表者 印

指導を受けた	
内 容 及 び	
その結果	
派遣職員の氏名	
指導を受けた 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 【うち派遣日数 日間】
備考	